

Title	木綿問屋長井家江戸来状群における店則「店掟之事」： 長谷川家・中井家・杉本家との比較を交えて
Author(s)	鈴木, 敦子
Citation	大阪大学経済学. 2015, 64(4), p. 44-57
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/57067">https://doi.org/10.18910/57067</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 木綿問屋長井家江戸来状群における店則「店掟之事」

— 長谷川家・中井家・杉本家との比較を交えて\* —

鈴木 敦子<sup>†</sup>

## はじめに

江戸店持ち伊勢商人の代表的商家として知られる長井家は、近世期から明治・大正期に至るまで、木綿問屋として活発な営業活動を行った豪商として夙に知られる。紀州藩の松坂御為替組の一員であり、銀札方を担うことにより藩財政をも支え、長谷川家・小津家・三井家とならぶ松坂の有力町人であった。その致富は衆目の一致するところであり、「勢州松阪持丸長者鏡」では西の大関に長井加左エ門、続く関脇に長井惣兵衛がその名を列ねている。長井家は貞享3(1686)年長井常尚のとき、江戸大伝馬町一丁目(東京都中央区日本橋)で木綿問屋をはじめ、元禄9(1696)年に「大和屋」を、元文5(1740)年に「綿屋」を開いた。江戸の一等地における両店の繁栄ぶりは、「江戸名所図会」や、歌川広重の描く色鮮やかな「東都大伝馬街繁栄之図」からも窺うことができる。関東大震災で店を焼失<sup>1</sup>、長井本家は昭和6(1931)年に松阪湊町の屋敷を売却したが、その際に同家の史料を一括して購入したのが、やはり大伝馬町一丁目代々木綿問屋を営んだ伊勢商人川喜田家の16代当主、川喜田半泥子であった。そ

れ故長井家の史料は、半泥子により建設された千歳文庫に収められ、現在、彼ゆかりの石水博物館(三重県津市)に蔵されるに至っている。

川喜田半泥子によって購入された長井家史料の調査は、段階的に、東京大学、三重県史、文化庁、神奈川大学によってそれぞれすすめられてきた。これにより、同家史料は元禄期(1688-1704)から続く決算帳簿「店算用目録」などの帳簿類をはじめ、各種営業史料、紀州藩や幕府への御用金関係、文人との多彩な交遊を物語る書画・典籍類など、極めて広範囲に及ぶことが明らかにされた。ただし、大量の江戸来状群については調査が及んでおらず、手つかずのまま長らくのこされたままであった。今回、「伊勢商人長井家江戸来状群の整理・保存・公開と研究基盤創出に向けての史料学的研究」(科研費基盤研究(B), 2011-2013年度, 研究代表・山田哲好)により、長井家江戸来状群の調査がはじめて本格的になされた。その結果、作成年代が明かで最も古いものは天和期(1681-1684)に遡り、降っては昭和初期にまで及ぶ、およそ3万点にのぼる書状や断簡零墨の類を主とする史料がのこされていることが判明した。調査にあたっては、書状1点1点を読みとり、それぞれの概要を抽出して可能な限り目録に反映させることが試みられた。この作業を通じ、1万4千点以上が目録化される予定である。

江戸来状群の内容は極めて多岐にわたり、経営に関するものだけをざっと拾い上げてみても、長井家「店算用目録」の出来報告はもちろん、同じく木綿問屋である田端屋田中家の決算

\* 本研究はJSPS科研費23320146の助成を受けた。史料の閲覧・利用にあたり、長井秀行氏、石水博物館、松阪市教育委員会、滋賀大学経済学部附属史料館、奈良屋杉本家記念保存会、千葉県立中央博物館大根分館の皆様には大変お世話になりました。記して感謝の意を表します。

<sup>†</sup> 大阪大学大学院経済学研究科資料室助手  
e-mail: suzuki@econ.osaka-u.ac.jp

<sup>1</sup> 大喜多(2006)27頁。

書の出来連絡をも含んでおり<sup>2</sup>、ほかに、長井家の金融部門である奥田方差引書、更には木綿・繰綿・米などの買次問屋との取引、相場、掛方、貸金、御用金、問屋株仲間、難船、普請、奉公人などに関する書状類が存在する。このように、長井家江戸来状群は当時の営業・商況・金融・流通・人事のありようを如実に語るものであると見做してよい。

ところで、過去の調査により、長井家の店則に関する史料は複数確認されている。主な史料として、享保8(1723)年「覚」(長井加左衛門・同九郎左衛門差出、長井三郎兵衛殿・長井六郎兵衛殿宛)<sup>3</sup>、天明7(1787)年「心得之事」(卯八・儀八他差出、宛名なし)<sup>4</sup>、(年未詳)正月21日〔書状〕(長井九郎左衛門差出、長井庄兵衛殿宛)<sup>5</sup>、文政4(1821)年「文政四巳年店下し掟書」(差出・宛名なし)<sup>6</sup>、文政5(1822)年「江戸店下し掟書写」(差出・宛名なし)<sup>7</sup>、文政10(1827)年「定目」(長井嘉左衛門尚俊差出、宛名なし)<sup>8</sup>がある。先行研究には、宮本(1940)、大喜多(2006)による紹介がある。

しかし、店則に関わる史料はこれらのみならず、未だ調査・整理が及んでいなかった江戸来状群にも複数含まれていることが、今回の調査により判明した。なかでも「店掟之事<sup>9</sup>」は、作成年月日・作成者・宛名の記載がなく、草稿段

階の可能性はあるものの、長井家の店則を考察する上で有益な史料であると考えられる。本稿では「店掟之事」から長井家における店則を検討し、伊勢商人、近江商人、京商人の例と比較参照した。主に言及したのは伊勢商人長谷川家、近江商人中井家、京商人杉本家である。以下、各商家について簡単に概観する。

繰り返しになるがまず長井家に触れてみると、長井家の祖とされる長井正親より5代くだった吉重の頃には松坂で大名貸しや郷貸しをしていたとされる。その後、親類の縁故により江戸大伝馬町に進出し、貞享3(1686)年に木綿問屋業をはじめた。元禄9(1696)年に大和屋市兵衛の跡式・名代を譲り受け、以降、大和屋を称し、大伝馬町一丁目を代表する木綿問屋の一つとして繁栄した。その後、長井惣兵衛が分家して元文5(1740)年に綿屋惣兵衛店を開設し、大和屋・綿屋の二店が長井家江戸店の両輪となって営業活動を繰り広げた<sup>10</sup>。大和屋には貸付業務を行う金融部門があり、享保14(1729)年にはこれを分離して「奥田方」とした。宝暦5(1755)年に長井家は松坂御為替組に加入し、紀州藩や幕府からの多額の御用金を仰せ付けられた<sup>11</sup>。

長谷川家も大伝馬町一丁目に店を構えた木綿問屋である。丹波屋治郎兵衛を名乗り、木綿仲買をはじめたのは延宝3(1675)年のこととされる。松坂の本家で伊勢・尾張・三河の木綿を仕入れ、江戸の店で販売していたが、宝暦元(1751)年に本家での木綿仕入を中止し、江戸店で仕入も担うようになった。江戸には本店のほか、新店、向店、亀屋店、戎屋店の4店を持ち、豪商として夙に知られた。安永4(1775)年に松坂御為替組に加入し、寛政12(1800)年には御為替組元締めとなった。文化期にはた

<sup>2</sup> 田端屋田中治郎左衛門家は長井直親の弟、長井六郎二郎が興した家であり、長井家とは親戚関係である(「長井本家系図」長井秀行氏所蔵)。伊勢・三河・尾張から長井本家が仕入れる大量の木綿の送り先が田端屋であったことの指摘はあるが(賀川(2003)22-25頁)、決算報告書をも連絡し合う経営関係の内実については検討を要する。

<sup>3</sup> 石水博物館所蔵。『三重県史』資料編近世4(上)138頁。

<sup>4</sup> 石水博物館所蔵。『三重県史』資料編近世4(上)138-139頁。

<sup>5</sup> 石水博物館所蔵。『三重県史』資料編近世4(上)139-140頁。

<sup>6</sup> 石水博物館所蔵。

<sup>7</sup> 石水博物館所蔵。

<sup>8</sup> 石水博物館所蔵。『三重県史』資料編近世4(上)140-142頁。

<sup>9</sup> 石水博物館所蔵。

<sup>10</sup> 「長井本家系図」長井秀行氏所蔵。『松阪市史』12史料編近世(2)経済、562頁。『三重県史』資料編近世4(上)45-46頁。

<sup>11</sup> 『松阪市史』12史料編近世(2)経済、562-563頁。『三重県史』資料編近世4(上)45-46頁。

びたび買米御用を仰せ付けられ、その都度莫大な上納金を幕府に納めた<sup>12</sup>。

中井家初代光武は近江国蒲生郡日野町（滋賀県蒲生郡）の出身で、享保19（1734）年、合葉の行商を中心とする商業活動をはじめ、延享2（1745）年頃下野国越堀町に出店を設けた<sup>13</sup>。その後、大田原に出店を、上野国邑楽郡小泉に酒屋を出し、取扱商品も太物・小間物・薬種・古手・繰綿・蚕種・生糸・苧・大豆・紅花など多様化させた。明和6（1769）年に仙台店を開設し、山城の伏見や丹後の後野にも店を構え、他の日野商人や京商人との共同出資で経営にあたった。その後も石見国後野、相馬、京都と次々と出店・枝店を開店した。屋号には近江屋・日野屋・中井屋などがある。中井家は上方で仕入れた商品をこれらの出店で販売し、出店地域周辺の特産品を上方で販売する「産物廻し」とよばれる商法によって大きな利益をあげた。仙台では伊達家領内で御用商人としての地位を占め、大名貸しや質屋などの金融業も行った<sup>14</sup>。

杉本家の初代新右衛門は、伊勢国飯高郡粥見村（三重県松阪市）の生まれである。粥見村は松阪市東部にあり、伊勢湾にそそぐ櫛田川の中流域に位置する。初代新右衛門は14才の春に粥見村の教誓寺の僧に連れられて上京し、京都の呉服商奈良屋勘兵衛の店に勤めた。その後奈良屋安兵衛の経営する武蔵国騎西店に勤め、40才で独立して奈良屋を創業し、京都に本宅を構えた。呉服・帷子をはじめとする上方で仕入れた商品を関東の下総や常陸などで行商し、明和元（1764）年に佐原、文化4（1870）年に佐倉、明治42（1909）年に千葉に店を構え、呉服太物商として発展を遂げた。昭和に入ってから千葉の老舗百貨店として名を馳せた<sup>15</sup>。

## 1. 長井家「店掟之事」

長井家の「店掟之事」は二部構成となっており、(1) 前半で営業・服務規定に関することを列挙し、(2) 後半で役職別に業務内容を記載している。

前半の条項は、1) 店の経営に直結する内容のものと、2) 奉公人の服務規程に関するものとに大別される。具体的には、1) 店の経営に関するものとして、①営業種目の限定、②経営会議の頻度、③閉店時間についての指示がある。2) 奉公人の服務規程としては、①服装・髪型・所持品の規定、②外出時の注意点や門限、③健康管理、④小遣い・退職金などについて述べられている。

前半部分で注目される点は、「商売毛綿くり綿之外何ニても外商内無用之事」として、主要営業種目を木綿と繰綿に特化している点である。長井家が繰綿売買から撤退したのは寛政9（1797）年とされるが<sup>16</sup>、この店則が作成された当時の長井家では、まだ繰綿を主要事業として営んでいたことが明らかである。よって、少なくとも寛政後期よりも以前に「店掟之事」はしたためられたと推測される。当時、木綿・繰綿の商いで知られた長井家だが、大和屋・綿屋ともにそれ以外の商品を全く扱っていなかったわけではなかった。大和屋では宝永期（1704-1711）に、たばこ・米・ごぎ・もち米の利益がある<sup>17</sup>。綿屋では宝暦期（1751-1764）初めに限られるものの、米・大豆・小麦・糸・絹・蘇木などの取り扱いによる利益があがっている<sup>18</sup>。ただしいずれもその商いは少額であり、「店掟之事」で定めるところが遵守されていたことがわかる。

なお、長井家同様、江戸大伝馬町一丁目で木

<sup>12</sup> 『松阪市史』12史料編近世（2）経済、565-572頁。  
『三重県史』資料編近世4（上）47-48頁。

<sup>13</sup> 『近江日野の歴史』7, 100頁。

<sup>14</sup> 『近江日野の歴史』7, 86-125頁。

<sup>15</sup> 『奈良屋杉本家二百七十年のあゆみ：近世から近代へ

の京商家一商い・生活・信仰』22-30頁。

<sup>16</sup> 賀川（2006）111頁。

<sup>17</sup> 賀川（2003）15頁。

<sup>18</sup> 賀川（2006）62, 82, 90頁。

綿問屋を営んでいた長谷川家でも繰綿の取り扱いがあった。『松阪市史』『三重県史』では、長谷川家は繰綿商いを警戒もしくは厳禁していた一方、長井家では繰綿取引を盛んに行い営業面に積極性を持たせ、同じ伊勢商人でも長谷川家とはかなり異なった類型に属すると指摘しているが<sup>19</sup>、繰綿を長期的・継続的に営業種目として取り扱っていたのはむしろ長谷川家のほうであったといえる。天明3（1783）年の店則「掟法帳<sup>20</sup>」には、以下のように繰綿に関する規定がある。

### 史料1

一、木綿繰綿商売之儀昼夜駈引出情励候事、但し余商売思入買別而米油とたん之儀、安永巳年申遣し候通法度之儀弥相守可申、同七戌年申遣し候繰綿駈合商内之内儀是また法度守可申、惣而延商内之儀ハ勿論之事、余商売江気移候儀決而不成候<sup>21</sup>

(中略)

一、前々より申遣候通、綿油米葉種惣而空商内先規の法度ニ候事、已後堅法度守可申候、附り、右空商内ハ博奕同然之儀、正道之商人与ハ気肌甚相違之事、隣町右商売筋江店々々木綿繰綿正道商内用之外ニハ、支配人ハ若者ニ至迄附合候事急度不罷成候<sup>22</sup>

これによれば、長谷川家では日夜怠りなく木綿・繰綿商売に精を出すことが奨励されており、繰綿の取り扱い自体を営業種目から除外していたわけではない。禁じているのは「繰綿駈合商内」「延商内」「空商内」といった、博打同

然とみなされるような投機的売買であった。その背景には、天明2（1782）年に差次買出役の庄兵衛が、油のとたん商いで多額の負債をかかえたために綿店を閉店し、次郎吉名義で新たに向店を創設するに至った一件があった<sup>23</sup>。以後、繰綿営業は向店に限定し、江戸本店・新店・亀屋店・戎屋店では繰綿の実物取引も一時禁止して木綿商いに集中させた。ところが北島（1962）によれば、寛政12（1800）年以降、向店以外の4店舗でも繰綿を再び扱うようになったとされる。そのため長谷川本家は文化12（1815）年に繰綿売買の禁止を指示するものの、店側は、繰綿は木綿商いと不可分の「附ヶ商売」であり、繰綿から手を引けば得意先との関係にも支障が出るとして、4店共に繰綿営業の継続を申し入れたという<sup>24</sup>。実際、長谷川家の損益計算書に相当する帳簿「大黒<sup>25</sup>」の文化14（1817）年上期では、江戸本店・新店・亀屋店・戎屋店・向店の全店で繰綿の収益があがっており<sup>26</sup>、繰綿取引は継続していたとみられる。このことは文化・文政期（1804-1830）の「商用集<sup>27</sup>」によっても確認しうる。更に、繰綿に関連する明治期の帳簿「繰綿仮仕切<sup>28</sup>」の残存状況からみて、少なくとも明治期に至るまで、繰綿は継続的な取扱品目であったと考えられる。その取引実態が果たしてどの程度実物取引であったのか、あるいは先物取引を含むこともあったのかは検討を要するが、江戸期から近代にかけて、長期間にわたり長谷川家で繰綿営業が継続されていたことは確かであろう。

一方、大和屋・綿屋の両店で繰綿の取り扱い

<sup>23</sup> 北島（1962）609-610, 633-637頁。

<sup>24</sup> 北島（1962）409-416頁。

<sup>25</sup> 松阪市教育委員会所蔵。

<sup>26</sup> 賀川（1999）34-38頁。

<sup>27</sup> 松阪市教育委員会所蔵。「商用集」には江戸・大坂・摂津・大和・和泉・名古屋の繰綿問屋の名前・銘柄・積船などが記されており、長谷川家における繰綿商いの基本情報を網羅した史料といえる。

<sup>28</sup> 松阪市教育委員会所蔵。明治10（1877）年から明治17（1884）年にかけて「繰綿仮仕切」がある。

<sup>19</sup> 『松阪市史』12史料編近世（2）経済、563頁。『三重県史』資料編近世4（上）46頁。

<sup>20</sup> 天明3（1783）年「掟法帳」（弥兵衛・利助・惣八ほか差出、長谷川治良兵衛様・武右衛門様・六良治様宛）松阪市教育委員会所蔵。なお、史料の差出・宛名の記載はすべて初出のみ記載した。

<sup>21</sup> 『三重県史』資料編近世4（上）125頁。

<sup>22</sup> 『三重県史』資料編近世4（上）131頁。

いがあった長井家を見ると、大和屋では享保期（1716-1736）には繰綿よりも木綿の扱い高の方が圧倒的であったが、次第に繰綿の比重が増し、宝暦13（1763）年には繰綿の売上高は木綿の倍以上となった<sup>29</sup>。しかし寛政期（1789-1801）にたびたび損失を出した<sup>30</sup>。綿屋においても天明元（1781）年上期の繰綿の売上高は、木綿の2倍になり、利益も大きかった。ところが天明4（1784）年上期に大量仕入と恐らくは価格変動の影響で、繰綿の売上高は9,786両あったにもかかわらず、233両の赤字を出す事態に陥った<sup>31</sup>。

しかしここで長井本家は、先に見た長谷川家のように、新たに店則を発して投機的取引を禁止するといったような、繰綿営業に何らかの制限をかけることはしなかった。大和屋・綿屋の両店ともに、寛政期に至るまで繰綿営業は続行されたのである。だがその売上高・利益ともに乱高下を免れることはなかった。寛政4（1792）年上期に綿屋は再び大量仕入に端を発する多額の損失、すなわち720両もの赤字を出している<sup>32</sup>。そして寛政9（1797）年ついに繰綿取引から撤退することとなった<sup>33</sup>。大和屋でも文化期初年に繰綿の取り扱いから手を引いた<sup>34</sup>。賀川（2006）によれば、天明・寛政期（1781-1801）ともに、長井家では繰綿の先物取引を行っていたとされる<sup>35</sup>。積極的な投機的取引が結果として回復不能なほどの大損失を招き、繰綿営業の中止へ向かわざるをえなくなったと考えられる。事実、大和屋九郎左衛門、綿屋宗兵衛の繰綿問屋株とともに、「十組繰綿問屋株帳」で休株となっている<sup>36</sup>。

長井家「店掟之事」の後半で注目される第一点は、各職階ごとに明確に分けられた上で、それぞれの職務内容が列挙されている点である。これまで確認されてきた長井家の主な店則である、享保8（1723）年「覚」、天明7（1787）年「心得之事」、（年未詳）正月21日〔書状〕、文政4（1821）年「文政四巳年店下し掟書」、文政5（1822）年「江戸店下し掟書写」、文政10（1827）年「定目」では、職階別に業務分担を列挙する形式をとっておらず、条文の中で触れられる業務内容の文脈のなかで、その担当職名が言及されるに過ぎなかった。第二の注目点は、「店掟之事」で示されている職階の範囲が、後見人や支配人といった幹部クラスのみならず、店内の手代としては下級クラスとみられる四番役にまで及んでいる点である。天明7（1787）年「心得之事」には、「誰レ誰レ役として不断気ヲ付、見せ物帳荷物帳分本帳へ貫出シ夫々合判致シ可申、尤蔵々出入荷物等時々相改可申事<sup>37</sup>」の一文があり、この「誰レ誰レ役」にあたる部分は別の史料によれば、「貳番」「三番」となっており<sup>38</sup>、文政5（1822）年「江戸店江下し掟書写」および「御請書」でも同様に、「二三番役之者不断気ヲ付、見せ帳荷物帳本帳江附出シ夫々合判致可申、尤蔵之出入嚴重ニ取扱可申事<sup>39</sup>」の条文がある。しかし後見役から四番役までの職名を列挙し、それらの職務内容を役職別に序列化して明示したものはこれまで確認されていない。「店掟之事」によって、長井家の身分の階梯と、末端手代にまで及ぶ業務内容の分担を、明瞭に窺い知ることができるようになったといえる。なお、後見人の役割として「奥田支配」があげられている。大和屋の金融業務が奥田方とよばれる一部門として組織

<sup>29</sup> 賀川（2006）79-83頁。

<sup>30</sup> 賀川（2007）42頁。

<sup>31</sup> 賀川（2006）104頁。

<sup>32</sup> 賀川（2006）104頁。

<sup>33</sup> 賀川（2006）111頁。

<sup>34</sup> 賀川（2007）40頁。

<sup>35</sup> 賀川（2006）108頁。

<sup>36</sup> 文政2（1819）年「十組繰綿問屋株帳」（『白木屋文書問屋株帳』46頁）。

<sup>37</sup> 『三重県史』資料編近世4（上）139頁。

<sup>38</sup> 『三重県史』資料編近世4（上）140頁。

<sup>39</sup> 文政5（1822）年「江戸店江下し掟書写」、〔御請書〕（大和屋由兵衛・半兵衛・長兵衛ほか差出、長井嘉左衛門様宛）石水博物館所蔵。

されたのは、享保 14 (1729) 年とされる<sup>40</sup>。したがって「店掟之事」の作成年代は、享保 14 (1729) 年以降、寛政後期以前と推定される。以下は「店掟之事」全文である。

## 史料 2

### 「店掟之事<sup>41</sup>」

- 一、毎月朔日十五日店中  
子共男共迄も寄合売子  
善悪商内之模様指引  
店中身持其外諸事  
可申合事、尤人出入  
有之候節ハ如何ニ候条  
四ツ打見セ仕舞ニ而可致事
- 一、私用ハ勿論之事、店用ニ而  
罷出候共、木戸ヲ放レー町共  
脇へ出候節ハ店見舞之者  
支配人其次之者へ断り  
可罷出事、尤上々之者ハ  
其下々へ断り可出事
- 一、用事有之候節ハ格別  
不断用事仕舞候ハ、四ツ打  
候ハ、早束見せ仕舞  
ふせり可申事、朝ハ五ツ  
時ニハ急度見セアケ可申事
- 一、子供盆正月ハ貳百文ツ、  
小遣い渡し可申事、其外ハ  
百文ツ、渡し可申事
- 一、若イ物不断下分二人ハ  
油元結無用之事
- 一、着用物何ニても支配人へ  
断り着用可申事、若

内証にて拵へ候ハ、店へ  
取上可申事

- 一、男共湯へ参候共五ツ切ニ  
急度かへり可申事
- 一、男共用事無之候とも  
急度見セへ相話可申事
- 一、支配人其次之外黒之  
合羽無用之事
- 一、支配人其次之外ハキ物  
かわはなを無用之事
- 一、支配人其次帯地太織  
以下之事、其外ハ糸ケ  
無用之事
- 一、初登り前ニ羽織無用之事
- 一、二八月両度ハ急度灸治  
可致事、上々之者氣ヲ付  
其時々可申付事
- 一、大酒ボヲ食無用之事
- 一、不断着之事、支配人  
冬ハ棧留以下之事、夏ハ  
ならしま以下之事其下々ハ  
夫ニ順し可申事
- 一、商売毛綿くり綿之外  
何ニても外商内無用之事  
夫も品ニ之拾両廿両之者  
高々五十両迄之物ハ品ニ  
寄るべし、百両共結之物ハ  
決而無用之事

<sup>40</sup> 『三重県史』資料編近世 4 (上) 46 頁。

<sup>41</sup> 石水博物館所蔵。

- 一、 地在共二季勘定相済  
不申人へハ新荷物一切売  
出し申間敷事
- 一、 日々出入算用ハ支配人致  
合判ハ店見舞之者可致事  
店見舞之者無之候節ハ  
宿持之手代ニても可致事
- 一、 支配人腰物拵へ候とも  
七兩以下一腰、三兩  
以下一腰  
右式腰ニ限るべし
- 一、 さけもの上式兩以下  
下壺兩以下二通之事
- 一、 元手金之事、前々之通  
支配仕舞之年ハ三年目ニ  
仕分可申事

後見之者役儀  
 奥田支配  
 家屋敷一式  
 御屋敷筋一式  
 普請筋一式  
 出入帳合判  
 残りかし付出し同断  
 目録合判  
 懸方吟味  
 見せ中行跡其外  
 万事店メリ方之儀ハ  
 不申及候事、勿論  
 万事支配人へ談シ  
 可申事

支配人役儀  
 伊勢状并国々書状  
 出入算用

残りかし付出し  
 仲間払金合  
 残り荷出し  
 五節句方々書出し合  
 註文吟味状日毎ニ吟味  
 元直出し  
 奥田帳面合判  
 別算用  
 毎月二度ツ、諸帳面  
 不残一つ吟味可致事  
 国々仕切引合

二番之役儀  
 国々買付江戸着へ写シ  
 着帳売引  
 賣場判取帳写引合  
 毎日見せ帳吟味  
 毎日注文物吟味  
 売場売  
 大店  
 水戸須賀川上州  
 右ニ限り候事ニも無之候へ共  
 二番役売子過分引受  
 格別手透無之候へ者  
 万事ニ不都合之事有之候  
 随分大体之売子者  
 次へ譲り少々手透  
 有之位ニ致候方宜候  
 荷合  
 書出し仕切付合  
 一通り  
 うりば仕切合  
 見せ帳ハ売場書抜へ写  
 いせ状追啓并封シ

三番  
 江戸着ハ荷入帳写  
 見せ帳荷造ハ本帳へ  
 写合判



諸売帳合判  
判取帳分書出帳  
写合判  
着引合判  
見せ帳分中間判取帳へ写  
  
四番  
荷造帳見せ帳分売帳  
写合判  
見せ帳分中間  
伊勢本帳写

れる<sup>44</sup>。

#### 営業活動

先に述べたように、長井家では店則によって木綿・繰綿を主要取扱品目としていた。

一方、中井家の場合は仙台・大田原・京都・伊勢・豊後などに店・枝店をかかえ、古手・繰綿・生糸・紅花・漆器・薬種・質・醸造など、商業・金融・工業の多様な営業活動をくり広げていた。多店舗多業種は、中井家をはじめとする近江日野商人に広くみられる経営の特徴であり、店則によって営業種目に縛りをかけるということにはなかった。ただし、自分商い、相場商い、前金払いによる取引、掛売り、担保のない貸し金などは禁止していた<sup>45</sup>。

売掛金の回収に手間取り不良債権化することにはどこの商家も警戒する。長井家においても掛商いについては、享保8(1723)年「覚」で「掛商内不致様心懸可被申候事<sup>46</sup>」として禁じており、文政10(1827)年「定目」では新規の掛売りは店でよく相談してから取引するようにとの一文がある。盆暮の勘定で未回収金があれば、それはもはや「捨りもの」と心得よとまで言い切っており、そのためにも集金には油断のないよう指示を出している<sup>47</sup>。享保8(1723)年の「覚」では「商売筋随分小模様いたし<sup>48</sup>」とあり、文政5(1822)年の「江戸下し掟書写」においても「商内小体」を説いた長井家であったが、実際、木綿売上高は文化・文政期(1804-1830)にかけて徐々に落ち込みをみせていることがわかる<sup>49</sup>。

## 2. 長井家「店掟之事」の分析

本節では長井家の「店掟之事」の主要項目を検討する。その際、伊勢を出身とする木綿問屋長谷川家や近江日野商人中井源左衛門家を中心に、呉服太物商杉本家など他家の店則も交えつつ比較参照し、長井家の店則の特徴とそこから浮かび上がる経営の一側面を示す。

### (1) 営業・服務規定

#### 営業時間

開店時間は朝五つ、閉店時間は夜四つとしてゐる。男衆は特に仕事がなくとも必ず店に来るようにとされている。

他家の場合、中井家相馬店では「質方定目」に明六つより七つまでが営業時間とされている<sup>42</sup>。絞油業を営んでいた天童店では重労働のため、昼八つ過ぎには労働を終えさせ、それ以降は仕事を申し付けずに休息させるとしている<sup>43</sup>。杉本家の「定」には、「土蔵暮六ツ時限メ」の一文があるので、この頃が終業時間と考えら

<sup>44</sup> (年未詳)「定」(差出・宛名なし) 奈良屋記念杉本家保存会所蔵。

<sup>45</sup> 江頭(1965)926-927頁。

<sup>46</sup> 石水博物館所蔵。『三重県史』資料編近世4(上)138頁。

<sup>47</sup> 文政5(1822)年「江戸下し掟書写」石水博物館所蔵。

<sup>48</sup> 石水博物館所蔵。『三重県史』資料編近世4(上)138頁。

<sup>49</sup> 賀川(2007)40頁。

<sup>42</sup> (年未詳)「相馬店定目」(差出・宛名なし) 滋賀大学経済学部附属史料館所蔵。江頭(1965)924頁。

<sup>43</sup> 文政13(1830)年「家定目」 滋賀大学経済学部附属史料館所蔵。『近江日野の歴史』7, CD-ROM 020。宛先はないが本家差出で、その内容から天童店に向けられたものと考えられる(江頭(1965)924頁)。

長谷川家でも「新懸ヶ商内致申間敷候<sup>50</sup>」とし、新規の掛け商売を禁止している。ただし、確かな引請人がいる場合はこのかぎりではなかった。杉本家でも新規の顧客には決して掛売りしないよう指示している<sup>51</sup>。

### 商圈

二番役の業務上の注意として、水戸（茨城県）・須賀川（福島県）・上州（群馬県）に限らず、小売を過分に引き受けると余裕がなくなるので、小売は次の三番役に譲って（自分は）少し手が空いているくらいがよい、とする一文がある。この条文から、販売先は関東北部や東北南部に及んでいたことがわかる。実際、江戸市中のみならず、関東・東北の小売仲買への売掛金残高が、大和屋・綿屋ともに帳簿に記されていることから、それらの地域にまで商圈がひろがっていたことを確認できる<sup>52</sup>。また、盆暮における勘定が完了していない取引相手には、商品荷物を新たに販売することを禁じていた。

杉本家では取引相手の売掛金残高が増えないよう年2回の仕切勘定の際に注意をし<sup>53</sup>、得意先であろうと顧客の経済状況が芳しくないようであれば注文金額が増えないよう留意することとされていた<sup>54</sup>。長谷川家でも小売先との取引は油断のないよう注意し、特に掛金の回収は肝要としている<sup>55</sup>。

### 経営会議

長井家の場合は月に2度、1日と15日に、

幹部クラスのみならず子供・男衆まで全員が参加する「寄合」とよばれる会議を開き、経営状況から店内での振る舞いに至るあらゆることを申し合わせることにしていた。この経営会議の頻度が月2回であるのは、毎月2回、帳面類をすべて支配人が確認するよう定められていたもので、その2回の帳簿チェックと連動して会議が開催されている可能性が考えられる。なお、文政10（1827）年「定目」や、「店掟之事」と同じく江戸来状群より今回新たに確認された史料「申談覚<sup>56</sup>」をみると、支配人は何事も一存で対処せず、後見人や差次といった支配人前後の職階の者とだけでなく、店の者全員で相談しようようにとされており、合議制をとっていたことがわかる。

中井家の場合は文政6（1823）年「家定録」で、本家への商況報告は月に1度行うこととされており、店の相談事には幹部クラスの者が集まり、話し合いのうえ「衆評」によって取りはからうこととし、専断を避けている<sup>57</sup>。店内でどの程度の頻度で会議が開催されていたかは確認できていない。ちなみに杉本家の「寄合」は正月15日・4月朔日・7月22日・10月朔日の年4回であり<sup>58</sup>、京都本家へ月に6度、特に用事がなくとも書状を出すこととされていた<sup>59</sup>。三井家の手代による経営会議は毎月1日・15日・28日の月3回であった<sup>60</sup>。

### 小遣い・退職金

長井家における小遣い支給に関しては、盆・

<sup>50</sup> 天明3（1783）年「掟法帳」松阪市教育委員会所蔵。『三重県史』資料編近世4（上）128頁。

<sup>51</sup> （年未詳）「定例」（京都本家差出、左原店支配人・惣若イ衆中・子供中宛）千葉県立中央博物館大根分館所蔵。

<sup>52</sup> 賀川（2003）11, 13-14頁。

<sup>53</sup> （年未詳）「定例」千葉県立中央博物館大根分館所蔵。

<sup>54</sup> （年未詳）「定書」（杉本秀明差出、宛名なし）奈良屋記念杉本家保存会所蔵。杉本秀明は杉本家3代当主。

<sup>55</sup> 天明3（1783）年「掟法帳」松阪市教育委員会所蔵。北島（1962）610頁。

<sup>56</sup> （年未詳）「申談覚」（差出・宛名なし）石水博物館所蔵。

<sup>57</sup> 文政6（1823）年「家定録」（日野本家光熙差出、中井屋岩之助店中宛）滋賀大学経済学部附属史料館所蔵。『近江日野の歴史』7, CD-ROM 016。江頭（1965）929-930頁。

<sup>58</sup> （年未詳）「定書」奈良屋記念杉本家保存会所蔵。

<sup>59</sup> （年未詳）「定例」千葉県立中央博物館大根分館所蔵。

<sup>60</sup> 延宝元（1673）年「定」（勢州三井八郎兵衛差出、江戸壱町目棚惣中宛）。『三井事業史』資料編1, 61頁。

正月に子供に 200 文、それ以外の者には 100 文を与えていたことがわかる。中井家では上司に使い道を願い出て指図を受けることとされている<sup>61</sup>。

退職金の支払いは、支配役終了後 3 年目としている。支配役を勤め上げた後、3 年間後見人として働いた後によりやく支給されたと考えられる。

一定の期間を経ないと支給されないのは長谷川家も同様である。支配人を首尾良く勤め上げて、永暇を許されたときに退職金に相当する元金が与えられた。寛政 11 (1799) 年の長谷川家「店作法書<sup>62</sup>」では、元金 165 両とされている。長谷川家の亀屋における文化 6 (1809) 年の支配人新助の例をみると、支配人を終え、退役して 3 年後に永暇を許されており、このときの元出金割付は 236 両であった。長谷川家における退職者への支給は、元手割付金のほかに、一種の報奨金である加増金と、勤務手当に相当する役金とがある。しかしこれらは実際には、江戸の出店または本家預かりとされ、みだりに本人に渡すことをしなかった<sup>63</sup>。

長井家における退職金の具体例をみると、大和屋では享保 12 (1727) 年に伝兵衛に 250 両、同 17 (1732) 年に伝七に 200 両が支払われている<sup>64</sup>。綿屋では寛政 6 年 (1794) 下期の場合 200 両であった<sup>65</sup>。

中井家の場合も、支配役を首尾良く勤め終えて別家となることを許された時点で退職金が支給される。当初 50 両であったのが天明 7 (1787) 年に 100 両、同 8 (1787) 年に 150 両、

寛政 12 (1800) 年に 200 両とされた<sup>66</sup>。長井・中井両家における寛政期の支給額は概ね同額とみられる。

#### 服装・提げものなど

店則によって服装や身に付けるものを厳しく制限し管理することは長井家に限らない。木綿問屋や呉服商などは特にその傾向が強い。長井家では着用するものについては何であれ支配人に断りをいれることとされ、無断で衣服を拵えることは厳禁で、見つければ店に没収された。羽織の着用が許されるのは初登りを終えてからとする点は、中井家も同じである<sup>67</sup>。長井家では支配人とその次の者にのみ、黒の合羽、皮鼻緒が許され、帯地は太織り以下とされた。普段着は、冬は棧留以下で、夏は奈良縞以下としている。中井家の文政 6 (1823) 年「改正矩定録」では、入店 8ヶ年目以降の者が、冬は棧留以下、夏は上河内縞、とされている<sup>68</sup>。

長井家支配人は腰物や提げ物を身につけることが許されている。ただし、具体的な上限価格を設けて高価に過ぎないように制限している。頭髮についてみると、最も若い者二人は、髪に油を付ける油や元結いを禁止されていた。

#### 外出時の注意

下位の者が外出する際は、上役に必ず断りをいれることとし、上役の者が外出するときも、やはり下位の者に断りをいれるよう定めている。文政 5 (1822) 年「江戸店下し掟書写」では、やむを得ない用事、親兄弟の病氣、五節句については外出を認めるが、それ以外は不可とし、夜五つまでに帰店すること、とする条文がある。

<sup>61</sup> 文政 6 (1823) 年「家定録」。『近江日野の歴史』7, CD-ROM 019。

<sup>62</sup> 寛政 11 (1799) 年「店作法書」(長谷川六郎次・長谷川宗俊・長谷川定之助・長谷川武右衛門・長谷川次郎兵衛・長谷川源之右衛門差出、宛名なし) 松阪市教育委員会蔵。『松阪市史』12 史料編近世 (2) 経済, 358 頁。北島 (1962) 596 頁。

<sup>63</sup> 北島 (1962) 595-602 頁。

<sup>64</sup> 賀川 (2003) 34 頁。

<sup>65</sup> 賀川 (2006) 110 頁。

<sup>66</sup> 寛政 12 (1800) 年「申渡定目之事 (別家祝讓金)」(新三郎光昌差出、店中宛) 滋賀大学経済学部附属史料館蔵。江頭 (1965) 852, 865, 902 頁。原田 (1958) 77-80 頁。

<sup>67</sup> 江頭 (1965) 859 頁。

<sup>68</sup> 江頭 (1965) 857 頁。

## 健康管理

暴飲暴食を戒め、年2回灸治をするよう上位の者が差配するようにとされている。長井家では灸治は2月・8月のみだが、中井家では年6度、灸治をすることを怠らないようにとしている<sup>69</sup>。入浴については、長井家「店掟之事」で、男衆が湯へ出かける際は夜五つまでに帰るようにされている。文政10(1827)年に長井家「定目」が出された頃には、店内に風呂が設置されていたとみられ、入浴は夜五つ時までに済ませるようにとし、火事を出さないよう日頃より注意することはもちろん、強風の日は休みにするよう指示されている<sup>70</sup>。

中井家の文政6(1823)年「家定録」では、入浴の順序は、本来は職階や長幼の順に従うべきだが、それを守ってはいは時間がかかり、火の元も不用心となるため、誰彼となく手隙の者から入浴することとされている。夏は毎日、春・秋・冬は1日おきに入浴し、七つ時より暮れ半ばまでに入ることとされ、回数や時間も指定されている<sup>71</sup>。

「店掟之事」では療養に対する具体的な言及はないが、文政4(1821)年「店下し掟書」では、病気にかからないよう、日頃から養生することが説かれている。長谷川家<sup>72</sup>、中井家<sup>73</sup>、杉本家<sup>74</sup>でも、病気になった場合は、奉公人同士で互いに介抱し合うこととしている。

<sup>69</sup> 文政6(1823)年「家定録」滋賀大学経済学部附属史料館所蔵。『近江日野の歴史』7, CD-ROM 019。毎月とする場合もある(江頭(1965)925頁)。

<sup>70</sup> 『三重県史』資料編近世4(上)142頁。

<sup>71</sup> 『近江日野の歴史』7, CD-ROM 019。江頭(1965)925頁。

<sup>72</sup> 天明3(1783)年「掟法帳」松阪市教育委員会所蔵。『三重県史』資料編近世4(上)127頁。北島(1962)611頁。

<sup>73</sup> 明和8(1771)年「定(家訓)」(差出、宛名なし)滋賀大学経済学部附属史料館所蔵。『近江日野の歴史』7, CD-ROM 014。文政6(1823)年「家定録」滋賀大学経済学部附属史料館所蔵。『近江日野の歴史』7, CD-ROM 019。

<sup>74</sup> (年未詳)「定」奈良屋記念杉本家保存会所蔵。

## (2) 役職別業務内容

### 後見人業務

後見人は、金融部門である奥田方の責任者として、家屋敷・御屋敷筋・普請についての管理が任されていた。帳簿管理としては、出入帳、貸付金残高、目録に合判し、売掛金の確認をすることが指示されている。また、奉公人たちの行動をはじめ、店に関わる一切について支配人と相談することが求められている。なお、文政5(1822)年「江戸店下し掟書」では、後見人は毎月2回、出入帳の金銀高と現金銀とを点検するようにとされている。

### 支配人業務

支配人が心配りしなければならない項目として、伊勢本家および各地との書状がある。更に具体的な業務項目として、出入帳、貸付金残高、および、大伝馬町仲間への出金の照合、商品の残り荷物、五節句における取引の書き出し、注文確認書の点検や元値の算出がある。奥田方の帳面に合判することや、毎月2回すべての帳簿を残らずチェックすること、各地の仕切の照合も任されていた。後見人と支配人についての条文によれば、奥田方の実質的な管理者は後見人であるが、その帳簿には支配人の合判が求められており、出入帳、貸付金残高などの帳簿についても、最終的には両者による確認が必要とされている。金融部門である奥田方や、金銀出入を記録する重要帳簿類については、後見人と支配人の両者で互いにチェックしあう体制となっていたと推測される。

### 二番役業務

二番役の役割に小売販売があげられており、その際の注意点については商圈の項で既述したとおりである。そのほかの担当業務としては、たとえば以下のものがある。江戸に到着した各地からの仕入商品を産地別に記帳することや、到着した仕入商品の管理。売場判取帳へ写し照

合。見せ帳および注文した商品を毎日確認。商品荷物・書き出し仕切・売り場仕切の点検。見世帳から売場書抜帳に転記。

### 三番役業務

三番役の業務としてたとえば以下のものがある。江戸に到着し、船から水揚げされた荷物を荷入帳に記帳。荷造りした荷物を見せ帳から本帳へ写し合判。諸売帳へ合判する。判取帳から書出帳へ転記し合判。そのほか、見せ帳から仲間判取帳へ転記。なお、文政5（1822）年「江戸下し掟書写」においても、二番・三番の者が見世帳・荷造り帳を本帳へ付けだして、それぞれに合判することとされている。

### 四番役業務

四番役の務めは、荷造帳・見せ帳から売帳へ転記し合判することや、伊勢本帳の転記などである。

なお、長谷川家では子供頭が六番役で、その上から手代となり、三番役から五番役までであった。二番役が支配脇の者、あるいは差次買出役といわれる支配人の次席で、支配役を務め終えると退役人（老分）となる。退役人が永暇を許され独立すると別家となる<sup>75</sup>。五番役は、初登りを終えた者で、店に出て小売衆と取引にあたる正式の販売員である。四番役も販売員である。三番役は三度登りが済み、いったん暇願いをださせて本家で評議の上、再勤が許された者である。染め物・晒し・中型裏地の仕立て加工、仕入の助手を務める。三番役の最古参が差次買出役で仕入主任に相当する。差次買出役を3年あるいは4年務めると支配人に昇格する。退役人の任務は支配人の後見を務め、勘定目録の確認・合判、不動産管理などであった<sup>76</sup>。後見人や支配人の幹部クラス以下は、何番・何番

という職名の手代によって組織されている点で、長井家と長谷川家は共通する。

### おわりに

本稿でとりあげた長井家は江戸店持ち伊勢商人として知られるが、傍証としてとりあげたほかの商家も、地方の出身で、江戸をはじめとする遠隔地に店をもつ商家であった。共通しているのは、店舗経営が軌道にのると、当主は本宅に居住して資産の最終管理と組織全体の統括を担い、店の実務は支配人に任せてこれにあたらせる体制をとる点である。

こうした商家を対象とする商業史・経営史研究において、店則や家訓の紹介と検討はこれまでも少なからずなされてきた。奉公人研究においても入退店年齢・登り・昇進・別家制度などの分析が商家別にある。また、経営帳簿から収益費用の内訳や、資産負債の増減・推移を示し、財務上のアウトラインを明らかにする分析にも一定の蓄積がある。しかしそれらはあくまでそれぞれの分析アプローチからなる個別の事例研究であった。それらが蓄積されても、組織体としての商家経営の具体的内実の解明、すなわち、所有と経営の関係、意志決定のプロセスと業績への反映などを検討するには、更に幅広い記述史料と財務分析とを有機的に繋げていく必要がある。

本稿ではそのような視座にたつて、江戸来状群よりあらたに確認された長井家「店掟之事」に照明をあてた。「店掟之事」は店舗運営や服務規程に関する前半部分と、役職別業務内容の後半部分とによって構成されていた。前半部分から、営業時間・営業活動・商圈・経営会議・小遣い・退職金・服装・外出時の注意・健康管理の規定を抽出し、後半部分の役職別業務内容では、後見人・支配人・二番・三番・四番の業務分担を示し、他家の店則例をいくつかあげながら、木綿繰綿商いを営んだ長井家の特徴を模

<sup>75</sup> 北島（1962）579-580頁。

<sup>76</sup> 北島（1962）586-591頁。

索し、その比較を若干試みた。

更に「店掟之事」以外の江戸来状群における店則関連史料を分析し、商況報告などの書状群と財務分析とを組み合わせることができれば、長井家の全業態に関するより多角的で多面的な分析が可能となるであろう。加えて、長谷川家・三井家のように長井家と同じく伊勢を出身とし大都市に店を持った問屋仲間商人、あるいは中井家や杉本家のように江戸以外の地域に店舗を展開し、長井家とは業種を異にする商家とも比較をすすめることによって、江戸店持ち伊勢商人として名を馳せた長井家の経営の特質を、一層明瞭に描き出すことが可能となるはずである。

## 参考文献

- 石井寛治・林玲子編（1998）『白木屋文書問屋株帳』るぼわ書房
- 宇佐美英機編（2003）『近世・近代商家活動に関する総合的研究』平成12年度～平成14年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書
- 江頭恒治（1965）『近江商人中井家の研究』雄山閣
- 大喜多甫文（2006）『松坂商人のすべて（三）—時代を彩った豪商たち』伊勢の國・松坂十楽
- 賀川隆行（1999）「江戸木綿問屋長谷川家の経営の転換」『三井文庫論叢』33
- 賀川隆行（2003）「元禄・宝暦期の江戸木綿問屋大和屋の経営」『三井文庫論叢』37
- 賀川隆行（2006）「元文・寛政期の江戸木綿問屋綿屋惣兵衛店の経営」『三井文庫論叢』40
- 賀川隆行（2007）「近世後期の江戸木綿問屋長井嘉左衛門家の商業金融経営」『三井文庫論叢』41
- 北島正元編（1962）『江戸商業と伊勢店：木綿問屋長谷川家の経営を中心として』吉川弘文館
- 津市教育委員会（1998）『川喜田家歴史資料目録：川喜田家歴史資料調査報告書』津市教育委員会
- 奈良屋記念杉本家保存会編（2013）『奈良屋杉本家二百七十年の歩み：近世から近代への京商家一商い・生活・信仰』奈良屋記念杉本家保存会
- 原田敏丸（1958）「徳川時代近江商人の店員組織：日野の豪商中井源左衛門家の場合」堀江保蔵編『本庄先生古稀記念近世日本の経済と社会』有斐閣
- 日野町史編さん委員会（2012）『近江日野の歴史』7日野商人編，滋賀県日野町
- 松阪市史編さん委員会編（1983）『松阪市史』12史料編近世（2）経済，蒼人社
- 三重県編（1998）『三重県史』資料編近世4（上），三重県
- 三井文庫編（1973）『三井事業史』資料編1
- 宮本又次（1940）「伊勢商人の店則」『経済史研究』24（5）

## The Store Regulations of the Cotton Fabric Wholesaler Nagai Family

Atsuko Suzuki

Nagai family is representative of Ise merchant in Japan as well as Hasegawa, Ozu and Mitsui family. Tsunenao Nagai (1644-1725) was born in the castle town Matsusaka in Kii (Mie prefecture). He opened the cotton fabric wholesale store “Yamatoya” in 1686 on Odenmachi Street in Edo. Tsunetaka Nagai (1691-1753) established in 1740 the cotton goods wholesale store “Wataya” that stood diagonally opposite to “Yamatoya”. Nagai family documents are recognized as one of the most valuable archives for investigation of the cotton fabric wholesale in the Edo period. The JSPS members investigated about 14,000 letters and documents which were sent from the Edo stores of Nagai. The contents of them are very various. I discovered several store regulations of Nagai family in them. One of these store regulations “Tanaokite-no-koto” was written in 1729-1801. By analyzing of this regulation and comparing with other family regulations, I described clearly the characteristics of Nagai family with regard to 1) the business activity and the staff rules, 2) the tasks in the professional positions.

JEL Classification: M50, N65

Keywords: business history, store regulations, cotton fabric wholesaler, business archives